



平成 30 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ビューティ花壇
(コード番号：3041 東証二部)
本社所在地 熊本県熊本市南区流通団地 1-46
代 表 者 代表取締役社長 三島 美佐夫
問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長 田口 絹子
TEL (096) 370-0004 (代表)

当社子会社に対する訴訟の取下げに関するお知らせ

平成29年10月19日付「当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」で開示いたしました当社の連結子会社である株式会社ビイケイエステート（以下、「ビイケイエステート」）及びその子会社である合同会社ビイケイエナジー（以下、「ビイケイエナジー」）が、株式会社ベルネット（以下、「ベルネット社」）より提起されていた訴訟につきまして、今般ベルネット社が訴えを取り下げ、ビイケイエステート及びビイケイエナジーがこれに同意したことにより同訴訟が終結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容及び請求金額

(1) 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

①提起された裁判所

熊本地方裁判所

②当該訴訟が提起された年月日

平成 29 年 10 月 10 日（訴状送達日 10 月 18 日）

(2) 当該訴訟を提起した者

①原告の名称 株式会社ベルネット

②本店所在地 熊本県熊本市南区馬渡一丁目 2 番 30 号

③代表者の役職・氏名 代表取締役 井上 寿男

(3) 当該訴訟を提起された者

株式会社ビイケイエステート

合同会社ビイケイエナジー

(4) 当該訴訟の内容

①被告合同会社ビイケイエナジー（ビイケイエナジー）は原告に対し、金 1,000 万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。

②被告ら（ビイケイエステート及びビイケイエナジー）は、原告に対し、各自金 2 億 3,252 万

118 円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

③訴訟費用は被告ら（ビイケイエステート及びビイケイエナジー）の負担とする。

2. 訴訟が取り下げられた日（ビイケイエステート及びビイケイエナジーの同意日）

平成 30 年 11 月 5 日

3. 今後の見通し

本訴訟の取下げによる当社連結業績に与える影響はございません。

なお、平成 29 年 10 月 19 日付「当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」で開示しております、ビイケイエステートが株式会社エネシェア及びベルネット社に対して顧客紹介料 1,800 万円の支払いを求める訴訟につきましては、ベルネット社が本訴訟の取下げと同時に反訴の取下げを行ったものの、現在も係属しており、本件について今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上